

---

出席議員（18名）

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	16番	我妻弘国	君
17番	星吉郎	君	18番	加藤克明	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
会計管理者	笠松洋二	君
総務課長	水戸敏見	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	武山昭彦	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	宮城利郎	君
福祉課長	鈴木仁	君
子ども家庭課長	長谷川敏	君
農政課長併 農業委員会事務局長	大場勝郎	君
商工観光課長	馬場敏雄	君

都市建設課長	加藤秀典	君
上下水道課長	平間広道	君
槻木事務所長	半沢美智子	君
危機管理監	小玉敏	君
地域再生対策監	相原光男	君
公共工事検査監	桑島康明	君
税収納対策監	奥山秀一	君
公共施設管理監	畑山義彦	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	伊藤良昭	君
生涯学習課長	相原健一	君

その他の部局

代表監査委員	中山政喜	君
--------	------	---

---

事務局職員出席者

議会事務局長	平間雅博
主任主査	太田健博

---

議事日程（第4号）

平成26年6月12日（木曜日） 午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 3 議案第 4号 仙南土地開発公社の解散について
- 第 4 議案第 5号 平日夜間初期救急外来医療に関する事務の委託について
- 第 5 議案第 6号 柴田町子育て支援センター条例
- 第 6 議案第 7号 船迫こどもセンター条例
- 第 7 議案第 8号 柴田町児童館条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 9号 柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第10号 平成26年度柴田町一般会計補正予算

- 第10 議案第11号 平成26年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第11 議案第12号 平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第12 議案第13号 平成26年度柴田町水道事業会計補正予算
- 第13 意見書案第1号 地方教育行政の自主性の確保を求める意見書
- 第14 意見書案第2号 「要支援者への介護予防給付の従来通りの継続」「特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来通りとすること」「利用者負担増の中止」を求める意見書
- 第15 意見書案第3号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援を求める意見書
- 第16 意見書案第4号 子ども子育て新制度を全ての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書
- 第17 意見書案第5号 2015年NPT再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書
- 第18 陳情第6号 地方教育行政への国や首長の関与の強化に反対することを求める陳情
- 陳情第7号 介護保険法見直しに関する意見書の提出を求める陳情
- 陳情第1号 地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について自治体独自での実態調査及び是正を求める陳情
- 陳情第2号 地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について実態調査を要請する決議を求める陳情
- 陳情第3号 介護保険制度次期見直しにあたり「要支援者への介護予防給付の従来通りの継続」「特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来通りとすること」「利用者負担増の中止」を求める意見書採択を求める陳情
- 陳情第4号 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求める陳情
- 陳情第5号 子ども、子育て新制度についての陳情

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、6番平間奈緒美さん、7番佐々木裕子さんを指名いたします。

次の日程の前に、昨日、柴田町選挙管理委員に当選されました皆様を紹介いたします。どうぞ。

〔選挙管理委員 登壇〕

○議長（加藤克明君） それでは、一人一人、自己紹介をお願いいたします。

○選挙管理委員（庄子和彦） 9A区土手内二丁目の庄子です。どうぞよろしくお願いいたします。

○選挙管理委員（岡崎静夫） 24区の岡崎静夫です。2期目になります。よろしくお願いいたします。

○選挙管理委員（手代木文夫） 私は新しくなりました、今現在11Cの新栄二丁目におります手代木と申します。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 大浦玲子さんにつきましては、本日所用のため欠席となっております。

それでは、代表して庄子和彦さんからご挨拶をお願いいたします。

○選挙管理委員（庄子和彦） 本日は貴重な時間をいただきましたので、4人を代表してご挨拶をさせていただきます。このたびの選挙管理委員改選に当たり、委員に選任賜りましたこと、大変光栄であり衷心より感謝を申し上げます。

責務の重さを痛感しているところでありますが、公正選挙の原則のもとに瑕疵のない公明か

つ公平な選挙執行に努力する所存でありますので、皆さん方の一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、お礼のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（加藤克明君） それでは、大変ご苦労さまでございました。

〔選挙管理委員 退場〕

---

---

## 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（加藤克明君） 日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、人事案件でありますので、議員全員協議会においてお諮りしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。

これより直ちに委員会室において、議員全員協議会を開催いたしますので、ご参集をお願いいたします。

それでは、ただいまから休憩いたします。議員全員協議会終了次第再開いたします。

午前9時33分 休 憩

---

午前9時38分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の渡邊みち子氏が、平成26年9月30日をもって任期満了となります。渡邊委員は、この3年間にわたりまして、これまでの教育経験で得られた識見をもって、町民の人権を守る立場に一生懸命尽力をなされましたので、引き続き渡邊みち子氏を人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

何とぞ、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

---

### 日程第3 議案第4号 仙南土地開発公社の解散について

○議長（加藤克明君） 日程第3、議案第4号仙南土地開発公社の解散についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第4号仙南土地開発公社の解散についての提案理由を申し上げます。

仙南7町で組織している仙南土地開発公社については、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地の先行取得等を行うことを目的として昭和48年に設立いたしました。その役割を十分に果たし、所期の目的が達成されたことから、同公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） それでは、議案書3ページになります。

議案第4号仙南土地開発公社の解散についてにつきまして、設立当初からの経緯、経過を含めまして説明をいたします。

別紙で提出しております議案第4号関係資料、仙南土地開発公社の経緯をごらんください。

仙南土地開発公社は、仙南の2つの市を除く7つの町が設立団体となり、公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づき、地域の秩序ある整備と地域の住民の福祉増進に

寄与することを目的として、公共用地、公用地等の取得、管理、処分を行うために、昭和48年5月16日に設立されました。

この公社は、これまでの公拡法第17条の規定に基づき、七ヶ宿町を除く6つの町の依頼を受けて、必要な公有地となるべき土地の取得、造成を行ってきており、土地取得事業等は昭和48年から平成18年まで毎年実施され、土地取得で160億6,000万円、造成費で43億7,000万円、総額で204億3,000万円と多くの事業依頼を受け、構成する町の都市のインフラ整備、充実を図り、大きな役割を果たしてまいりました。

しかし、平成18年度以降は、公社に対する新規の事業依頼もなく、過年度分の償還業務のみを行ってまいりました。その償還も平成25年度で終了し、現在、公社で所有する土地はありません。

全国の土地開発公社では、借入金によって取得された土地が、保有期間が5年以上の塩漬けと呼ばれるような土地の利用計画が明確でないものが多々見受けられることから、さらに時価評価をした場合でも、債務超過と認められる土地もあるとの指摘や批判を受けた公社もあることから、国は、土地開発公社の抜本的開発について通知し、公社を通じた土地取得の必要性や公社が保有する土地の処分計画を総合的に勘案し、全国の土地開発公社に対し抜本的な改革を積極的に行うよう求めたところであります。これを受ける形で、全国的に土地開発公社の解散が相次いでおります。

この仙南土地開発公社につきましても、公社を取り巻く環境が設立当初に比べ大きく変化しており、その要因といたしまして、バブル崩壊後の地価下落傾向に公社の機動的な先行取得のメリットがなくなってきたこと、また公社を利用した場合に、管理や事務の諸経費として取得費の0.7%の支払い義務が生ずること、さらには、公社があることで、18年度以降の利用実績がなく収入がないにもかかわらず、毎年運営経費が発生しております。このようなことから、平成26年5月12日に開催されました公社理事会におきまして、この公社の解散につきまして全会一致で議決がなされたことから、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、今回議題となりました仙南土地開発公社の解散について、構成するそれぞれの町の議会での議決を求めることとなり、この会議での議決をお願いするものであります。

なお、この解散に伴い発生いたします精算金につきましても、この6月会議におきまして、仙南土地開発公社の事務局長が平成25年度の決算報告並びに平成26年度の事業計画を報告しておりましたが、決算報告書の資本金としての出資金が1,400万円、構成いたします町が7つありますので、1つの町にいたしますと200万円の出資金と、25年度の剰余金計算書で次期繰越

準備金が607万2,035円あり、26年度の支出予定額の金額が359万9,000円ありましたので、差し引きいたしますと、247万3,035円が剰余金となり、これを7つの町で均等に分割いたしますと35万円程度となります。この出資金と剰余金を合わせた概算で235万円程度が精算金として7つの町に返戻されることとなり、補正予算で対応してまいります。よろしくお願ひいたします。

以上、説明とさせていただきます。よろしくどうぞお願ひいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

**これより、議案第4号仙南土地開発公社の解散についての採決を行います。**

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第5号 平日夜間初期救急外来医療に関する事務の委託について

○議長（加藤克明君） 日程第4、議案第5号平日夜間初期救急外来医療に関する事務の委託についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第5号平日夜間初期救急外来医療に関する事務の委託についての提案理由を申し上げます。

宮城県地域医療再生計画に基づき、仙南医療圏2市7町が合意し、大河原町が運営主体となる「仙南夜間初期急患センター」が設置されます。

このことを受けまして、大河原町に平日夜間初期救急外来医療に関する事務を委託することについて大河原町と協議をするため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、運営主体である大河原町においては、5月23日に開催された平成26年第1回定例会5



月会議において、大河原町仙南夜間初期急患センター条例及び大河原町が2市6町から平日夜間初期救急外来医療に関する事務を受託することについての議案がそれぞれ議決されていることを申し添えます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） それでは、議案第5号平日夜間初期救急外来医療に関する事務の委託について補足説明をいたします。

初めに、事務の委託の概要について説明いたします。

ただいま、町長が提案理由で申し上げましたとおり、仙南地域における平日夜間の初期救急医療のための仙南夜間初期急患センターが、大河原町が開設者となり、みやぎ県南中核病院の敷地内に設置し管理運営すること、またセンターの診療事業において会計年度の収支差額に不足が生じた場合には、構成市町が受診者数割りにより応分の負担をすることなどが、昨年12月26日に開催されました第3回仙南地域初期救急医療協議会において正式に合意、決定されました。

このことを受けまして、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、設置運営主体である大河原町に平日夜間初期救急外来医療に関する事務を委託する規約を定めましたので、議会の議決を求めるものでございます。

なお、2市6町においては、大河原町への事務委託の議案として、それぞれ議会に上程しているところです。

次に、お配りしております関係資料について説明をいたします。

別紙議案第5号関係資料をごらんください。

1枚目、A4版のものですが、これは5月23日に開催されました大河原町5月会議において議決されました大河原町仙南夜間初期急患センター条例です。大河原町の公の施設となります。診療所の名称は仙南夜間初期急患センター、開設場所はみやぎ県南中核病院敷地内、診療科目については内科、診療日につきましては祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日の平日、診療時間につきましては、午後7時から午後10時までとなっております。

次のA4版の図面、2枚になりますけれども、まず1枚目ですけれども、仙南夜間初期急患センターの配置計画図です。これまで議員全員協議会等で報告させていただいておりました設置場所が変更となっております。当初計画では、みやぎ県南中核病院敷地内、正面駐車場の南

東の角に建設を予定しておりました。点線で囲んだ部分があるんですが、事前調査の結果、既設排水施設の関係上、建設工事に支障が生じるということで、正面玄関に近い場所に変更となっております。図面の変更後の位置というふうになっております。

それから、2枚目の平面図につきましてはごらんいただきたいと思います。玄関の位置が変更になったことによりまして、待合室、診察室などのレイアウトが変更となっております。それから、当初予定でありました鉄骨造平家建てから木造平家建てに構造が変更となっております。これは、設置場所の敷地が軟弱というようなことで、鉄骨造の場合、より地盤を強化しなければならないということから木造に変更となっております。

なお、センターの建設工事につきましては、8月から来年1月までの工期が予定されておりました、準備期間を経て平成27年3月の診療開始というスケジュールとなっております。

それでは、議案書7ページをお開きください。

柴田町と大河原町との平日夜間初期救急外来医療に関する事務の委託に関する規約について説明いたします。

第1条は、委託事務の範囲です。大河原町が設置者となって行う平日夜間初期救急外来医療の運営、管理に関する事務を大河原町に委託することを定めております。

第2条は、委託事務の管理及び執行の方法を定めたもので、大河原町の条例及び規則等の定めにより行うというものです。

第3条から第6条につきましては、委託事務の経費及び予算の執行について定めたもので、第3条は経費の負担及び予算の執行を定めております。

第1項は、委託事務に要する経費は柴田町の負担とし、大河原町に支払うというものです。

それから、第2項により、柴田町が負担する経費の額及び支払いの時期等については、大河原町長と柴田町長の協議により定められるものです。

第4条は、予算の計上です。委託事務に係る収支につきましては、大河原町の特別会計予算に計上するというものです。

第5条は、使用料です。委託事務の管理及び執行に伴う使用料及び手数料などの収入は、全て大河原町の収入となるというものです。

第6条は、経費の繰越費用です。委託事務に要する経費の繰越費用については、各年度において予算に残額が生じた場合、翌年度へ繰り越しをすることについて定めております。

次に、第7条については、地方自治法に基づく決算の場合の措置について定めております。

第8条は、会議について定めたもので、委託事務が円滑に行われるよう連絡会議を開催する

ことを定めております。

次のページをお開きください。

第9条では、委託事務に関する大河原町の条例等改廃の場合の措置等について定めております。

第10条は、雑則です。委任事務に関し必要な事項は、両町長が協議して定めるというものです。

附則になります。第1項において、施行期日は平成26年7月1日からとするものです。

第2項については、委託事務の全部、または一部を廃止する場合の収支、決算の措置について定めております。

以上です。よろしく願い申し上げます。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 4番秋本です。

平面について、ちょっとわからないところがあるので質問したいと思います。

議員全員協議会で渡されております前の平面図と比べますと、処置室が2つから1つに減っているんですね。救急体制で行って、診察室が3ありまして、そこから処置室に流れる形になっているんですけども、その救急体制なり、お医者さんの体制、そういったものが変化とか、体制が変わったから処置室を減らしたんでしょうか。その辺の変更の理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） お答えします。

議員全員協議会ではたしか処置室が2つとなっておったんですが、その後、大河原町が郡市医師会、その辺と協議をさせていただいて、この内容に変更となったという状況です。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 14番舟山です。

改めていろいろ資料を見て、単純な疑問なんですが、柴田町が今回のこの夜間初期救急外来医療に関する事務の管理及び執行を大河原町に委託するという文面があるんですが、この急患センターですか、大河原町の条例でいくと、万が一、何か事故があった場合、例えば医療事故、それから火事が起きたとかというような事故の場合の最後の責任者というのは、あくまでも大河原町というふうになるんでしょうか。この管理及び執行を大河原町に委託するというこ

とは、2市7町広域行政組合を構成している市、町がお互いに金を出し合っこのセンターをつくり、管理と執行を大河原町に委託すると。最後の責任というのは、本当はこの金を出している2市7町ということではないのかどうかという、ちょっとその点を確認したいんですけども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） お答え申し上げます。

医療過誤の関係で、最終的な責任は大河原町ということになります。それで、この事務委託の関係なんですけれども、当初、協議書で事務を進めていく予定でした。その後、協議会の中で本町からの申し出もありまして、県に確認をさせていただいて、大河原町の公の施設であるというようなことで、事務の委託を進めるべきだという資料がありましたので、今回事務の委託として規約を議会に議決を求めるところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） そうすると、今になって聞いてあれなんですけど、今後、センターそのものの建設費というのは、あくまでも大河原町がまず主体となって出すと。それで、構成市町で負担をどうだということだったのかという点の一つと、今後維持していく上で、このくらいの維持管理がかかるよという場合には、また構成市町に場合によっては臨時的負担をお願いしたいとか、それは大河原町から来るということなんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） お答えします。

議員全員協議会でもお話しさせていただいていると思うんですけども、今回の施設整備とか、設備整備については、地域医療再生基金というもので全部賄えるわけなんです。それで、町の負担というのは、今後見込まれる負担となると、先ほど言いました受診者の関係で赤字が出た場合に、その受診者、いわゆる構成市町の受診者割りで負担するということなので、こういった建設設備等について今後の負担というのは今のところはないと考えております。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号平日夜間初期救急外来医療に関する事務の委託についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第6号 柴田町子育て支援センター条例

日程第6 議案第7号 船迫こどもセンター条例

日程第7 議案第8号 柴田町児童館条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第9号 柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第5、議案第6号柴田町子育て支援センター条例、日程第6、議案第7号船迫こどもセンター条例、日程第7、議案第8号柴田町児童館条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第9号柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の4件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第6号柴田町子育て支援センター条例、議案第7号船迫こどもセンター条例、議案第8号柴田町児童館条例の一部を改正する条例及び議案第9号柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

昨年から工事を行っております（仮称）船迫こどもセンターが、今月末に完成いたします。船迫こどもセンターは、船迫児童館と柴田町子育て支援センターを併設した複合施設として開館いたします。

今回提案する議案第6号及び議案第7号の2つの条例は、柴田町子育て支援センターと船迫こどもセンターの設置に関し必要な事項を定めるものです。

また、議案第8号及び議案第9号につきましては、現在建設中の三名生児童館の新築に伴い、地番が変更となることから、柴田町児童館条例及び柴田町放課後児童クラブ条例に規定する施設の位置について改正するものであります。あわせて、西住放課後児童クラブの設置位置についても改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） それでは、詳細につきまして補足説明を申し上げます。

提案理由でも申し上げましたが、昨年11月から工事を進めておりました（仮称）船迫こどもセンターは、6月末日で完成し、7月から運用の運びとなりました。こどもセンター内に船迫児童館と柴田町子育て支援センターを設置し、地域の子ども・子育て支援事業、子育て中の保護者に情報の提供や助言を行うなど、利用者支援の拠点となる施設と捉えております。

お手元の議案第6号、第7号関係資料をごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

船迫こどもセンターの機構についての資料になります。

まず、今回新設の船迫こどもセンターがございます。その中に、船迫児童館と子育て支援センターが入り、おのおの開館日、開館時間、利用者が規定されてございます。また、子育て支援センターの中にファミリー・サポート・センターを位置づけております。

船迫こどもセンターは、船迫児童館と子育て支援センターを併設した施設となります。船迫児童館では自由来館児童を対象に適切な遊びと生活の場所の提供を、また子育て支援センターは子育て中の親子の交流、育児相談等の事業やファミリー・サポート・センター事業を中心に、保護者が安心して子育てできる環境を整備するものです。

今般、船迫こどもセンターの完成に合わせ、議案第7号で条例制定の審議をお願いするわけですが、併設される柴田町子育て支援センターについては現在要綱による運営となっていることから、先に柴田町子育て支援センター条例の制定を、その後船迫こどもセンター条例の審議をいただくこととなります。

同じく、現在建設中の三名生児童館は、工事も順調に進んでおり、予定どおり9月末で完了し、10月から運用できる運びとなります。現在の児童館については、新しい児童館での運用開始後解体し、その跡地は駐車場として利用することとなります。全体工事の完了は10月末を予定しております。新しい三名生児童館は現在の北側で、船岡生涯学習センターに隣接する場所に建設中でございます。このことにより、児童館の地番に変更が生じることから、位置の改正が必要となるものです。

また、東船岡放課後児童クラブについても、三名生児童館を利用していることから、同様に地番の変更が必要となります。同じく西住児童館も、本来の自由来館型児童館としてスタート

したことから、これまで西住公民館を利用していた西住放課後児童クラブも西住児童館を利用  
しての運営にかかります。このことから、三名生児童館、東船岡放課後児童クラブ、西住放課  
後児童クラブの位置の改正を行うものです。

それでは、条文についてご説明をいたします。議案第6号柴田町子育て支援センター条例に  
なります。

議案書の9ページをお開きください。

第1条、趣旨になります。地方自治法の規定に基づき、柴田町子育て支援センターの設置に  
関し必要な事項を定めるものです。

第2条、設置です。子育て家庭に対する育児不安等の解消や子育てを支援する基盤の形成を  
図り、もって本町の児童福祉の向上に資するため、柴田町子育て支援センターを設置するもの  
です。

第2項で支援センターの名称及び位置を規定してございます。名称は柴田町子育て支援セン  
ターとし、位置は柴田町大字船岡字若葉町10番地16で、これまでの船迫児童館の位置となりま  
す。

第3条、事業です。支援センターは、次に掲げる事業を規定してございます。1号は育児不  
安等に関する相談・指導、2号は子育てサークル（子を育てる親等が子育てに関して地域的に  
集まった団体、その他これに類する団体をいう。）の育成及び支援、3号は子育てを支援する  
ネットワークづくり、4号は子育てに関する情報提供、5号はファミリーサポートセンター事  
業、6号としてその他支援センターの目的を達成するために必要な事業までの6事業になりま  
す。

次のページになります。

第4条、委任です。この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものです。

附則です。施行期日になります。この条例は、平成26年7月1日から施行する。

次に、議案第議案第7号船迫こどもセンター条例になります。

11ページになります。

第1条、趣旨になります。

この条例は、地方自治法の規定に基づき、船迫こどもセンターの設置及び管理に関し必要な  
事項を定めるものです。

第2条、設置です。総合的な子育て支援を推進するとともに、地域との連携や交流を図るた  
め、船迫こどもセンターを設置するものです。

第2項で、こどもセンターの名称及び位置を規定しております。名称は船迫こどもセンターとし、位置は柴田町大字船岡字若葉町10番地16で、先ほどの柴田町子育て支援センターと同じくこれまでの船迫児童館の位置になります。

第3条、構成、管理運営等です。こどもセンターは次に掲げる施設をもって構成し、各施設相互の連絡調整を密にすることにより、効率的に運営するものです。第1号船迫児童館、第2号柴田町子育て支援センターの2施設で構成するものです。

第2項は、前項各号に掲げる各施設の運営管理等については、関係条例及びこれに基づく規則で定めることとなります。

第4条、委任です。この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めます。

附則です。施行期日になります。この条例は、平成26年7月1日から施行する。

次に、議案第8号柴田町児童館条例の一部改正です。

13ページになります。

柴田町児童館条例の一部を次のように改正する。

第2条、設置です。第2項の表中、三名生児童館の位置を現在の柴田町大字中名生字西宮前56番地から、新児童館の柴田町大字中名生字西宮前69番地に改正するものです。

附則です。施行期日になります。この条例は、平成26年10月1日から施行する。

次に、議案第9号柴田町放課後児童クラブ条例の一部改正です。

15ページになります。

放課後児童クラブの位置の改正になりますが、おのおの施行日が異なることから、第1条、第2条の2段に分けての改正になります。第1条で西住放課後児童クラブの位置の改正を、第2条で東船岡放課後児童クラブの位置の改正を行うものです。

柴田町放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

まず、第1条になります。改正条は第2条の設置です。第2項の表中、西住放課後児童クラブの位置をこれまで使用してきた西住公民館の柴田町大字船岡字大住町13番地1から、西住児童館の柴田町大字船岡字清住町10番地2に改正するものです。

次に、第2条になります。

次のページになります。

同じく、第2条第2項表中、東船岡放課後児童クラブの位置を、三名生児童館と同じく柴田町大字中名生字西宮前56番地から、柴田町大字中名生字西宮前69番地に改正するものです。

附則です。施行期日になります。この条例中、第1条の規定は平成26年7月1日から、第2



条の規定は同年10月1日から施行する。

以上で、議案第6号から議案第9号までの補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしく  
お願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。** 質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 15番白内です。

議案第6号の子育て支援センター条例なんですけど、第3条に事業が載っておりますが、1番目の育児不安等に関する相談・指導、これはどのような方が当たるんでしょうか。一番心配されるのは虐待のことなんです。そうすると、臨床心理士やソーシャルワーカー等の専門知識を持った方が当たるというのが一番だと思うんですけど、今、町ではどのようにお考えでしょうか。

それから、同じく第3条の3、子育てを支援するネットワークづくりとなっておりますが、どのような機関に声をかけるつもりでしょうか。

それから、条例そのものではなくて、規則のほうに入るかと思うんですけど、これだと議案第7号船迫こどもセンターの船迫児童館ですが、開館日が月曜日から土曜日の夕方5時までなんですけど、ここは18歳までが利用するというのを考えれば、5時まででは早過ぎる、せめて6時。18歳まで見込むところは夜8時とかというところもあるんですけど、一気にそうはいかないにしても5時では早過ぎるのではないかということと、それから日曜日、小学生も親が日曜日に働いている方は結構多いと思うんです。そうすると、遊び場として日曜日開館していればやっぱり利用があると思うし、それから中学・高校生の利用を考えると日曜日は開館せざるを得ないのではないかなと思うんですけど、どのようにお考えでしょうか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） まず、相談件数です。まず、支援センターで電話による相談、来館による相談、受け付けております。去年は来館による相談は14件と聞いております。また、電話による相談は2件と。その中で、そこに職員がおりますけれども、その中で解決できるものはいいんですけども、やっぱりなかなか解決できないものというのでも出てきます。そうしましたら、私のほうに専属の相談員、臨時なんですけれども、週3回来て合同庁舎とかでいろいろ専門にやってきた方がいるんですけども、その方を通して相談体制を整えると。もちろん、私のほうの担当職員も入るという形で今進めています。私が来てからでも、何件か

そういう難しい相談が入ってございます。

あと、ネットワークづくりということなんですけれども、支援センターはいろんなサークルにいろいろ助成をしている、そここのところの管轄もしている、あとは各児童館とのサポートもしている、いろんなつながりがございます。そういうところを、今度新しくなったからではなくて、今までのように密にして連絡をとり合うというふうな、今度建物も立派になりましたので、そういうところでいろいろ打ち合わせをしたり、会議をしたり、サークルを合同でしたり、そういうネットワークづくりをしたいと思っています。

あとは、児童館の開館時間です。確かに児童館は18歳までの方が自由にできるということです。5時という問題がありました。なかなか時間を延長するというのは口ではできるんですけれども、職員体制とかいろいろ問題が今のところあります。職員も少のうございまして、なかなか延長するというのは今の段階では難しいなと考えております。日曜日も同様に、そういうふうになると現段階ではすぐにできるという状況ではないかなと思います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） まず、子育て支援センターです。育児不安等に関しては、では、現場で保育士さんが受けた場合でも、心配な方はきちんとそちらにつないでいくということで対応すると。いつも専門家がいないわけではないけれども専門家につなぐということで、では大丈夫ですよ。

それから、子育てを支援するネットワークなんですけど、具体的にどの辺まで考えているのかなど。どこまで声をかけてのネットワークづくりになるのか。現状と同じなのか。同じであれば、どの辺まで今はネットワークがつくられているのか伺います。

それから、児童館の開館時間なんですけど、完全に役所の都合なんですよね。利用者はどうあってほしいかというところから入っていかなくてはいけないと思うんです。それはどのくらい検討したんでしょうか。児童館であれば、日曜日あけなければならないと思うんです。ただ、今までの船迫児童館では、やはり場所のこともあり、それから古いということもあって、余り町内の遠いところまでは認知されていなかったと思うんです。でも、新しくできたということで、日曜日に行ってみようという方も結構いるかと思うんです。お子さんを連れて遊びに行こうとか、それから小学生も自分の足で行ける子は、ふだんは帰宅するのが結構もう夕方になって遊びに行けないけれども、土日なら遊びに行けるということで遊びに行く子たちがいるのではないかなと思うんです。それで、やっぱり日曜日にあけなかったら、正直私は意味がないの

ではないかな、土曜・日曜日が一番子供たちが来るときなのではないかなと思うんですが、再度検討するお考えはないですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 支援センターはご理解をいただいたということによろしいですかね。

あと、ネットワークのほうでよろしいですか。（「はい」の声あり）どこまで進んでいるのかということなんですけれども、まずネットワーク会議という会議がございます。社協の担当者の方とか、第一幼稚園の職員の方、児童館の代表者、生涯学習課の職員の方、子ども家庭課、まずこれは行政側の立場ですね。あと、子育て支援センターが事務局になっているということです。そこにサポーターの代表者も入ると。そこでどういう支援ができるのか、いろいろ母親クラブとか、あと子育てサークルとか、移動なかよし広場、いろいろやっていますけれども、町としてどういうふうなサポート体制ができるのか、そういうのを研究、打ち合わせしながらとり行っているということです。定期的を開催して、先日、私もその会議に出ましたけれども、まず年間のスケジュールを組んで、定期的に満遍なくいろんなサークルに支援をしていくと。そういうサークルに行って、ネットワークをつくっていくという形でございます。

あと、最後の日曜日の問題です。確かに開館時間は行政の都合ではないと言われると何とも返事ができないんですけれども、ただ、まず今まで児童館が閉鎖していたわけです。11月からずっと閉鎖していて、新しくなると今度利用者がふえてきます。その中で、今までとまっていたわけですから何人か多く来て、いろんなやっぱり、その中で土曜日も来る、もっと時間を延長してよ、あと日曜日もやりたいよという意見が出てくる可能性もあるわけですね。そのときにやっぱり検討せざるを得ないと。ただ、今はまず半年以上閉めていたやつを開いて、前に来ていた方に来館していただくということで、まずスタートしたいなと思います。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） しばらくぶりに新しい、それも大型の船迫こどもセンターでございますので、恐らく役所の時間でずっとやっていけば、次に白内議員からは利用率というものを必ず聞かれると予測できますので、当面はこの時間帯にさせていただいて、要望が多い場合にはやはり日曜日もあけて使っていただくという方向で検討していきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 今の町長の、要望があれば日曜日もあけるという確約をいただきましたので、そのようにしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号柴田町子育て支援センター条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第7号船迫こどもセンター条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第8号柴田町児童館条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第9号柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

10時40分に再開いたします。

午前10時22分 休憩

---

午前10時40分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

---

日程第9 議案第10号 平成26年度柴田町一般会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第9、議案第10号平成26年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第10号平成26年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、制度改正や緊急の対応に要する経費など、真にやむを得ないものについて補正するものであります。

補正の主なものは、住民情報データ移行に伴う委託料、コミュニティ助成事業補助金、一般町道維持管理費、町営住宅の修繕料などを増額しており、それらの財源として、国県支出金、財政調整基金などを充当しております。

これによります補正額は1億2,252万1,000円の増額となり、補正後の予算総額は117億7,304万5,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） それでは、議案書17ページをお開きください。

議案第10号平成26年度柴田町一般会計補正予算につきましての詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由でも申し上げましたが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,252万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ117億7,304万5,000円とするものであります。

23ページになります。

これより、歳入歳出の事項別明細となります。

歳入です。主のものの説明となりますのでご了承ください。

15款2項5目1節923万3,000円は、国庫補助金として、番号制度システム整備費の補助金となります。

16款2項6目1節震災等緊急雇用対応事業補助金257万円、都市建設課槻木生涯学習センターで対応いたします臨時職員賃金となります。

その下の3節地域人づくり事業補助金342万9,000円は国からの全額補助を受け、雇用創出などを行う事業となります。

このページの一番下になります。

19款1項2目基金繰入金1億227万7,000円を財政調整基金から繰り入れ、補正財源とするものです。これにより、財政調整基金の残高は、9億8,806万9,340円となり、町債等管理基金との合計金額では11億8,809万9,778円となります。

24ページになります。

21款4項2目6節雑入の自治総合センターコミュニティ助成金、通称宝くじ助成金と言われるものでありますが、400万円は、第9A区土手内地区と第18B区四日市場山根地区の集会所備品整備費の補助金となります。

25ページになります。

歳出になります。

2款1項3目13節住民情報移行データ作成委託料5,072万5,000円、その下の住民情報データ連携委託料1,406万4,000円につきましては、現行の住民情報システムから新しい住民情報システム移行に伴う費用となります。

その下の番号制度システム整備委託料1,100万円につきましては、歳入で説明をいたしましたが、国からの補助を受け番号制度システムを構築する委託料となります。

その3行下になります。

4目19節のコミュニティ助成事業補助金400万円につきましては、歳入でも説明いたしましたが、土手内地区の第9A区集会所に190万円と第18B区行政区の集会所に210万円の集会所の机等の備品と、空調設備や放送設備等の整備資金の全額補助を受け計上するものです。

26ページになります。

3款1項9目臨時福祉給付金給付事業費と27ページの3款2項9目子育て世帯臨時特例給付事業費は、いずれも国の事業を受け、4月1日の会議で補正予算をお認めいただいた内容の支出項目と金額の組み替えを行うもので、事業金額の増減はありません。

同じページの7目児童館費の18節380万円は、11月に開館予定の三名生児童館の備品整備費等を計上いたしております。

28ページになります。

6款1項9目13節の用排水路江刈江払委託料132万7,000円の減、ため池草刈業務委託料60万円の減、その下の19節の農地・水保全管理支払交付金負担金607万4,000円の減は、名称の変更

と歳出項目の組み替えを行い、その下の農地・水保全管理活動支援交付金20万円とその下の日本型直接支払交付金負担金として692万7,000円を予算措置しております。

7款1項2目13節地域人づくり事業委託金342万9,000円は、国からの全額補助を受け、観光物産協会に雇用創出と研修等の委託を行うものであります。

29ページになります。

8款2項2目15節町道下名生43号線側溝改修工事1,050万円は、下名生字八剣地内の国道349号線沿いのデイリーストアから阿武隈川堤防に向かう側溝の改修工事となります。

中段の8款4項3目28節公共下水道事業特別会計の繰出金1,052万9,000円は、事業料、事業箇所を増により増額となります。

このページの一番下になります。8款5項1目11節修繕料600万円は、現在空き家となって空室となっております町営住宅の修繕を行い、新たな入居者の募集に供するものであります。

30ページになります。

10款2項1目小学校管理費、同じく3項1目中学校管理費、それぞれ特別支援教育支援員賃金の増額と組み替えとなり、右側の説明欄の事業内訳の船岡小学校、柴田小学校、西住小学校、槻木中学校への予算措置となります。

31ページになります。

12款1項1目23節災害援護資金貸付金元金100万円につきましては、貸付者から一部繰り上げ償還があったことから予算措置をするものです。

以上、補正予算につきましての詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。**質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 15番白内です。

25ページの一番下の総務費、選挙費、町長選挙費がありますが、間もなく町長選挙がありますけれども、今回の選挙では今までの課題をどのようにクリアするのか、改善点はあるのか。それから、開票に要する目標時間はどのくらいを考えているのか。それから、前回、ポスターの設置場所について、人口の多いところはないのかということ要望しておいたんですが、どのようになったのか伺います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 選挙の改善点については、まず時間については、前回より早めるということを最前提に考えています。

あと、ポスター掲示については、前回議員全員協議会かどこかで説明いたしましたが、改善センターの近くで風で倒れた地点があったんですけれども、そこについては改善センターの中に持ってくるということで考えております。あとは、人口割り、あとよく見られる地域については再度見直しをして設置というふうにしております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 目標時間、一応どのくらいか聞いておくと、どこまでクリアできたと思うので、わかっていればお願いします。

それから、ポスターの設置場所なんですけど、前回西船迫四丁目に1枚も設置されていないということで、かなり住民から苦情があったんですけれども、今回はどこに設置するのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 区長さんともお話しした上で、今回全点見直ししております。四丁目の苦情についても、一応場所については再度確認しております。ちょっとどこからどこに動かしたのかということについては今回なかったと思うんですけれども、一応区長さんなり、お話をしながら、どこか適当であるというところに設置しております。

時間については、ほぼ1時間半くらいで終わりたいなと思っているんですけれども、前回より時間を早めることについては努力したいと思います。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。ほかに質疑ありませんか。16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） 25ページの歳出の情報政策費の委託料です。3項目、説明に住民情報移行データ作成委託料と3つほど出ているんですけれども、この内容について少し説明していただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、ご説明申し上げたいと思います。

まず初めに、住民情報移行データ作成委託料についてです。過般4月1日に議員全員協議会で今後の新しい住民情報システムの導入計画をご説明申し上げました。それを受けて、4月21日に内部で、職員で評価委員会を設定しまして評価をさせていただきまして、今まで使っていた富士通エフ・アイ・ピーのシステムからテクノマインド株式会社のシステムに平成27年3月



に移行する結果となりました。それに伴う住民情報、今まで使っていた、蓄積していたデータを富士通からテクノマインドに移すための移行作成料というような形になります。

それで、下段の連携というようなものについては、まず、基幹的に住民票、住民番号、このような基幹系で動いているもの、そして滞納整理とか、申告システム、介護システムという枝で動いているシステム、これらをまず本体と枝線というようなところで移行データ作成、連携作成というような形で別枠で委託料を計上させていただいております。

それから、あと番号制度については、ご存じのようにこれから総背番号制というような形で番号制度の準備をしなければならないと。11桁から12桁の全国共通の番号が付番されなければならないというようなことで、準備作業がことしから入ります。それに伴う国からの支援ということで、住民基本台帳に基づくシステム改修については、全額国の補助で行うというような一つの指針があります。あと、税務情報についても、補助率3分の2というような形で、国の指針の中でシステムの改修を行うと。そのための費用委託を今回のせているということです。

ですから、この3点については、既存の住民システムの移行と新たに番号制という制度に対する改修作業、これが同時に動くというような委託内容です。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 3点目の番号制度なんですけれども、この番号制度というのは、何々が入っているんでしょうかね。個人の情報がほとんど入ると思うんですけれども、何々が入るのか、ちょっと聞かせてください。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今回については、まず今既存に付番されています番号を全国一律にまずならずというような作業のための改修費用というところなんです。これが全国一斉に付番されますと、今度は税情報、税務情報とか、戸籍をとる、住民票をとる、についてもこのまちでもとれるとか、こういうような形に移ってくるというようなところのシステムの統廃合が今後、国レベルで行うための作業というふうになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 確認ですけれども、これはたしか国会きちっと通ってやっているんだと思いますけれども、これはいつ通ったあれですか。

○議長（加藤克明君） 総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） いわゆるマイナンバー制なんですけど、平成25年5月31日、行政手続における特定の個人を識別するための番号等の利用等に関する法律が公布されています。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。13番水戸義裕君。

○13番（水戸義裕君） 29ページの目2区分15節工事請負費の43号線の側溝改修についてなんです、ここはほぼ何メートルになるのかということと、あと両側になるのかどうかということをお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

今回のこの下名生の43号線、先ほど財政課長の説明にありましており、デイリーから入ったところから豊屋さんの入り口の手前までになるんですけれども、延長としては105メートルで道路の北側に今計画をしております。実は、国道349号線と阿武隈堤防の間の堤防ののり下に国で側溝改修の計画を同時に進めているんですね。その受け皿として今回の改修工事になります。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。それで、この側溝改修ということになると、町内至るところで、至るところでという言葉がちょっとあれですけども、あると思うんですね。それから、そういうことで要望というのは何件ぐらい今現在あって、まだ未実施かということと、それから側溝についてはよくふたをしてほしいという要望、希望が寄せられることがあるんですが、このふたをかける条件というか、ここは側溝を直したらふたをかけましょうというその条件、要件ということで何か決まったことがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

まず、側溝の要望とその整備率ということですけども、申しわけございません、集計的には数字的にはちょっとまとめたものが今のところありません。ただ、町長へのメッセージだけではなくて、地域計画の中では道路側溝の要望が非常に出ていますので、いずれ総ざらいして、並べかえをして準備をしていかなければならないと思っていました。大変申しわけございません。

それから、ふたの件につきましては、一部でふたがほしいというところについては、現場を見ますとやっぱり道路の幅員が狭いところについてはかけていただければ広く使えるということでふたの要望が多いです。ただ一方では、地域で道路清掃活動をしているんですけども、ふたがあるためにできないので、例えばとりやすいものにしてくれとか、これは多くの声ではないんですけども、ないほうが良いという、そこについてはある程度道路の幅員も確保され

ているというところもあるので、基準的なものは定めておりません。できれば私たちは、危険だと、なければ危ないというところについてはふたをかけていきたいと考えています。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。今、課長から出た、掃除するのでとりたいんだけど、例えば道具がないとかということによく聞かれるのね。重いんだけど、これを真つすぐ上げないととれないということで、そういう機械を役場で貸したりするのかということを開かれたことがあったんですが、そういう器具についてはどうなのでしょう。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 私どもで、車両センター基地にふたあけ機というものがあるんですね。上で挟んで、てこで2人で持ち上げるんですけども、そういったものがありますので、現にいろんな地域から声がかかっていまして貸し出しもしていますので、ご利用の際には早目に連絡いただければその日程で準備できると思います。よろしくをお願いします。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。11番広沢真君。

○11番（広沢 真君） 今の水戸議員と同じところで29ページの町道下名生43号線側溝改修工事なんですが、土手との間にある側溝を国とあわせて直すということなんですが、その土手との間の側溝というのは、土手と住宅地の間に走っている側溝のことを言っているんですかね。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） そうです。堤防の下と宅地の間に入って、堤防側に国で入れる側溝です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） そうすると、あそこの側溝は東日本大震災のときに地面が動いたときに潰れた側溝ですよ。それを国がやるのか、どういう分け方になっているのか、国と町で。町道側の側溝を町でやって、その土手との間の側溝を国がやるということになっているのか。その辺の分け方はどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 今、議員さんがおっしゃいましたとおり、堤防、国の用地図の中については国のほうで、町の町道に関するところについては町のほうでということで分けています。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。3番吉田和夫君。

○3番（吉田和夫君） 24ページの21款2項2目、先ほどご説明がありました自治総合センター

の400万円についてなんですが、これは毎年この宝くじのほうからいただけるものなのか。今回、土手内、四日市場の集会所の机、空調ということでしたけれども、来年とかと毎年いただけるのであれば、来年はどことかというのは決まっているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） この制度については、まず県を通じて市町村に9月、10月に通知が来るということで、毎年確実に行われる事業かというようなことで先日も県に照会したんですが、これについては財源が宝くじのほうから来るものですから、県自体もまず把握ができないというようなところなんです。ですから、確約はできない事業というようなところなんです。ただ毎年のような形で制度が継続されているものですから、まずそれに向けた準備というような形で、各団体、各行政区にはいつ来てもいいような形でこのコミュニティをさせるように準備だけはしておいてくださいというような周知は常にさせていただいているというような状況です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 心の準備として次の行政区とかというのは、手挙げ方式かなんかなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 当然、それについては手挙げ方式というようなことで、この趣旨に応じた中において審査が行われると。ただ、町が審査をするのではなくて、あくまでも町はそれを取りまとめて提出するだけというようなことになって、最終的にはこちらのコミュニティの財団のほうから決定通知が来るまでは、その内容、何件が合格するのか、全て不採択なのか、その辺も定かではないというところです。

○議長（加藤克明君） 再々質問ありますか。よろしいですか。ほかに。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 今のコミュニティ助成事業補助金のことなんですが、毎年確定したものではないということなんですけれども、そして今の課長の説明で、この宝くじの補助する趣旨は、つまりあちらのほうとか、県を通じてということなんですけれども、本当にどういうものに対しての助成なんでしょうか、このコミュニティというのは。

なぜ私がそういうことを聞くかということ、2つの地区の集会所に190万円と210万円ですか、正直に言って金額が大きいなと思ったんですが、今、柴田町としては各行政区に地域計画ということで、そうすると例えば各地区によっては集会所のトイレを直したいとか、それでその財源を確保するためにいろいろやりくりしているような中で2つの地区にこういうふうな190万

円、210万円もらえるのであれば、本当ならばほかの地区にも回せるように30万円、50万円ぐらいの、どうなんですか、400万円だと、8地区ということになれば本当は理想的ですよ。それが2つの地区だけに、これはどうなんですか。この6月議会に補正としてこれが出るということは、今の対象となる2つの地区は早く名乗り出ていて、言い方が悪いですけども先着順でうまくのったという言い方になるんですかね。

そういう意味で、私がお聞きしたいのは、財団法人自治総合センターというんですか、それが400万円と柴田町を決めるという、それはどういう趣旨なんですかね。その基準です。それと、町が今やっている地域計画との関係ということでちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えします。

今、26年度のコミュニティ助成実施要項というものが財団から示されています。その中でコミュニティ助成事業ということで、過般除雪の関係で除雪機の助成というようなどころでのお話もしましたが、まずコミュニティ助成には種類の8つの分類で事業が実施できるということです。

今回、予算に計上させていただいたのは、一般コミュニティ助成というようなどころで、この趣旨ですが、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すということで、具体的にはもう本当にソフトづくりというような、それをつなぐための助成事業という趣旨で各行政区にまずお願いしているということです。2つ目には、助成の中でコミュニティセンター助成事業というのがあります。これは、集会所とかコミュニティセンターを建設する場合というようなハードです。それから、あと地域防災組織育成事業というようなどころで、これについては自主防災を地域でどう育成するかという、これもやはりソフト事業に充てるもの、消防団育成事業とか、こういうように目的に応じて8つあると。

今、柴田町においては、一般コミュニティ助成というようなどころで、地域の本当にきずなというか、つながりというか、連携を高めるための備品に充てていただくというようなことで、昨年9月に県から通知が来ました。そして、10月から11月にかけて各行政区から提出があったものを提出させていただきまして、ことしの4月1日に決定通知が来たということで、今回、26年度については6団体が提案を申し上げたということで、各行政区だけではなく子供会、育成会、連絡協議会、こういうような団体も提出をしていただいたということで、全てに

において、行政区だけではなく各種団体等のコミュニティ事業の助成というようなところです。

それから、地域計画のつながりなんですが、各行政区では備品整備ということで、机、テーブル、これが傷んできたとか、放送機器がほしいとか、こういうようなものに、まず集会所の備品整備というようなところの中で計画、費用提出をして認可を受けているというようなところなんです。ただ、これについては、先ほどお話ししましたように、採択の権限は町にないものですから、全て提出を一括で県に出して、あとは採択待ちというようなところの事業です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 秋本です。

今のところをちょっと詳しく追加でお願いしたいんですが、6団体から提案があったということなんですが、自治区も含めてということなんですけれども、ほかのところも全部出して6しか出さなかったということなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） そのとおりです。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号平成26年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第10 議案第11号 平成26年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第10、議案第11号平成26年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第11号平成26年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、特定健康診査に係る平成27年度以降に実施される事業の債務負担行為1件を追加するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書35ページをお開きください。

平成26年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。今回の補正につきましては、債務負担行為の補正のみとなります。

36ページをお開きください。

第1表債務負担行為補正の追加です。特定保健指導業務委託料の追加ですが、平成26年度の特定健康診査の結果に伴う特定保健指導が年度をまたいで平成27年度までの実施となりますので、事前手続のための債務負担行為を設定するものです。期間につきましては、平成27年度、限度額は80万円となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第11号平成26年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤克明君） 日程第11、議案第12号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第12号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、東日本大震災の余震等により、下水道管渠埋設部の舗装沈下及び平成25年度に仮復旧をした災害復旧路線の舗装工事並びに柴田町私道公共下水道設置申請に伴う増額補正であります。

これにより、歳入歳出それぞれ1,052万9,000円を増額補正し、補正後の予算総額を25億6,103万3,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） それでは、補足説明を申し上げます。

37ページをお願いいたします。

議案第12号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算でございます。

第1条の歳入歳出にそれぞれ1,052万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億6,103万3,000円とするものでございます。

40ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

4款1項1目1節の一般会計繰入金、今回の補正は全額一般会計の繰入金でお願いするものでございます。

歳出でございます。

2款1項1目15節の工事請負費の1,030万円でございますが、まず一点は四日市場神明地内、場所的には槻木中学校の北側入り口の裏付近でございますが、民間開発をしました住宅地がございます。現在この方々は浄化槽を使用して処理していますが、居住者4世帯ございますが、今度公共下水道に切りかえしたいという要望がございまして、4世帯まとまって切りかえするというのでまとまりましたので、私道対策の一環で汚水枝線工事を26メートル施工するものでございます。



2つ目は、平成25年度に地震の関係で災害復旧をし布設がえをしました東新山前地区、現在仮舗装で終えております、この延長60メートル。また、船岡東二丁目地内、船岡小学校の正門前、県道を挟んでの正門前の通りでございますが、その1本東の通りが汚水管の部分が沈下しまして、大分傷みが激しいものですので、その打ちかえを今回あわせてやるもので、140メートルほど舗装工事を行う工事を見込んでおります。

次の23節償還金利子及び割引料22万9,000円の補正でございますが、これにつきましては、25年度鷺沼排水区整備で第5号調整池の予定地としまして用地を2,590平米取得しました。これに係る土地改良事業の繰上償還ということで、今回補正をお願いするものでございます。

以上の内容となりますので、よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第12号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

## 日第程12 議案第13号 平成26年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第12、議案第13号平成26年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第13号平成26年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、水道料金のコンビニエンスストア収納事務に係る増額補正であります。

収益的収入支出及び資本的収入支出のいずれにおいても収入の補正はなく、支出のみの補正となります。

収益的支出は7万8,000円を増額し、補正後の予算総額は12億7,974万円となります。また、資本的支出は30万円増額し、補正後の予算総額は3億4,223万9,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） それでは、補足説明を申し上げます。

41ページをお願いいたします。

議案第13号平成26年度柴田町水道事業会計補正予算でございます。

今回の補正は、先ほど町長が提案理由で申し上げましたように、4月1日からスタートしました水道事業料金等業務委託に伴い、コンビニエンスストア収納事務等につきましても同様に改正をしたところでございます。これに伴いまして、収納代行会社からの収納状況データ入手に必要な端末機、パソコン2台を購入し、事務所とお客様センターに配置し、お互いのデータの共有を図るものでございまして、今回、お客様センターに新たに設置しますが、その専用回線使用料の補正をお願いするものであります。

現在、使用しておるパソコンは暫定的に手持ちのパソコンを使用しておりまして、このパソコンが実は4月9日で終了しましたWindows XP版でございまして、早期の更新が必要なものですから、今回補正をお願いするものでございます。

それでは、第2条、これは第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を次のように補正をお願いするものでございまして、収入はございません。

支出でございますが、第1款の水道事業費用、第1項の営業費用にそれぞれ7万8,000円を補正しまして水道事業費用は12億7,974万円、営業費用は11億8,183万円に補正をお願いするものでございます。

次の第3条でございますが、予算書の第4条の本文括弧書中、2億3,073万8,000円を2億3,103万8,000円に、2億2,317万6,000円を2億2,347万6,000円にそれぞれ改めるものでございます。資本的収入及び支出の予定額を次のように補正するものでございまして、収入はございません。

支出でございますが、第1款の資本的支出第1項の建設改良費ということで30万円をそれぞれ補正しまして、資本的支出は3億4,223万9,000円、建設改良費を1億7,171万9,000円に補正

をお願いするものがございます。

それでは、47ページをお開き願います。

上段は、収益的収入支出補正予定額の実施計画の明細書でございます。支出のみでございます。上段は、収益的収入支出補正予定額の実施計画の明細書でございます。支出のみでございます。まして、款1の水道事業費用、項1の営業費用、目4の総係費の12節通信運搬費の7万8,000円です。先ほど申し上げましたように、お客様センターに新たに設置します専用回線使用料、10カ月分を見込んでおります。

下段の資本的収入支出補正予定額の実施計画明細書です。支出のみでございます。まして、款1の資本的支出、項1建設改良費、1目の営業設備費、2節の備品購入費としまして、30万円としてパソコン2台の購入をお願いするものでございます。

以上の内容となります。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑は収入支出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 15番白内です。

お客様センター、順調に進んでいるのでしょうか。土曜日の利用等についてはどのようになっていますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） お答えします。

おかげさまをもちまして、順調に業務の運営がなされております。今回のコンビニエンスストア関係、4月からスタートすることができまして、4月分からできまして、約1カ月4,000件納付書を発行します。これは、一般の請求書とあとは督促も含みなんです。もう5月までいきましたので2カ月分約8,000件。これまでコンビニを利用された方、約1,590件ありまして、2割の利用が見込まれております。ですので、月ごとにふえる傾向でございますので、我々の予測を超えた利用があると思っています。あとは、土曜日も12時まで営業をしておりますが、やはりお見えになる方はまだ少ないんですが、やはり一般の方も休みでございますし、全然ゼロということはないんですが、我々が見越したよりも少ない方でございます。そういう内容でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明） 討論なしと認めます。

これより、議案第13号平成26年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日第程 13 意見書案第 1 号 地方教育行政の自主性の確保を求める意見書

○議長（加藤克明君） 日程第13、意見書案第1号地方教育行政の自主性の確保を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。14番舟山彰君の登壇を許します。

〔14番 舟山 彰君 登壇〕

○14番（舟山 彰君） 14番舟山彰です。

ただいま議題になっております意見書案第1号地方教育行政の自主性の確保を求める意見書について、意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 地方教育行政の自主性の確保を求める意見書（案）

中央教育審議会教育制度分科会の「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」（以下、「答申」）を受け、与党において地方教育行政法の改正作業が行われ、現在開会中の第186回通常国会に提出されています。主な改正内容は、首長の権限の強化とともに、国の是正要求についての要件の緩和などです。

現行の地方教育行政は、戦後、戦前の教育の反省の上に立って、安定性、継続性、中立性を担保するため、一般行政とは独立した行政委員会として確立されました。また、地方自治の原則に立ち、国家の関与は抑制的であるべきとされてきました。

こうした基本原理をないがしろにし、首長や国の権限を強化することは、子供たちの成長や発達をそのときどきの首長や政府に従属されるものとなってしまい、現場が振り回されることになりかねません。

現に、教育制度分科会の審議でも、首長や教育長の権限強化への強い懸念が表明され、11月27日の答申案にはなかった教育委員会を執行機関として存置する案が、「別案」として併記される異例のものとなりました。このことは、教育が特定の政治勢力や政治家に振り回されてはならないとの多くの父母・国民の願いの反映でもあります。マスコミ報道でも「（首長を地方

教育行政の執行機関とする制度が) 実現すれば、戦前の軍国主義教育への反省から、国や政治家に対する歯どめ役を担ってきた教育委員会制度の根幹が揺らぐ」(東京新聞)「首長が選挙で交代するたびに、教育の目標や教科書採択の方針が変わることになれば、教育現場に混乱を招きかねない」(読売新聞)などの懸念が表明されています。

教育は、子供や地域の実態を踏まえた施策が求められます。したがって、教育現場や地方教育行政は、その自主性の確保が重要です。

よって、柴田町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

- 1、地方教育行政の自主性を確保し、子供・保護者・住民のための教育行政を確立すること。
- 2、拙速な地方教育行政法の改正を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月12日

宮城県柴田町議会

提出先

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

文部科学大臣 殿

なお、現在衆議院を通過して、今参議院で審議中なものですから、提出先に衆議院議長は含まれておりません。

以上です。

提出者、舟山彰、賛成者、広沢真。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(加藤克明君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(加藤克明君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤克明君) 討論なしと認めます。

これより、意見書案第1号地方教育行政の自主性の確保を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

---

日程第14 意見書案第2号 「要支援者への介護予防給付の従来通りの継続」「特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来通りとすること」「利用者負担増の中止」を求める意見書

○議長（加藤克明君） 日程第14、意見書案第2号「要支援者への介護予防給付の従来通りの継続」「特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来通りとすること」「利用者負担増の中止」を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。10番佐々木守君の登壇を許します。

[10番 佐々木 守君 登壇]

○10番（佐々木 守君） 10番佐々木守です。

ただいま議題となっております意見書案第2号「要支援者への介護予防給付の従来通りの継続」「特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来通りとすること」「利用者負担増の中止」を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

「要支援者への介護予防給付の従来通りの継続」「特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来通りとすること」「利用者負担増の中止」を求める意見書（案）

厚生労働省は介護保険次期見直しにあたり、要支援者に対する訪問介護・通所介護のサービスを介護保険から外す方針を打ち出してきました。しかし、多くの要支援者と事業所、労働者、自治体にとって深刻な影響が予想されます。

要支援者は、廃用症候群やひきこもり等、心身の機能低下を防ぎ、生活を支えるために適切な介護を必要としている人々であり、独居や老老世帯で頑張っている方が多くいます。この人たちから通所介護・訪問介護サービスを奪うことは、生活を奪うことを意味します。さらに、多くの利用者が訪問介護・通所介護のサービスから外され、報酬が下がることになれば、多くの介護事業所の経営は大変困難になるでしょう。その結果、職員の非正規化や賃金ダウンなどが余儀なくされることになり、国が進める処遇改善にも逆行し、ただでさえ足りない介護職員の離職が進むことも大いに危惧されます。丸投げされる市町村には「受け皿」と

なるNPOやボランティア組織が備わっているわけではなく、市町村格差が生じることが懸念されます。

また、特別養護老人ホームの入居を要介護3以上の高齢者に制限することを打ち出しましたが、これも世論の前に、要介護1、2の利用者で特養以外の生活が著しく困難な場合は認めると方針転換せざるを得なくなりました。特養入居については、利用者家族の選択を尊重し、入所判定は事業者の主体性に任せるべきと考えます。

最後に、制度開始以来、介護保険料は大幅に引き上がっており、その上、利用料負担を上乗せすることは、必要な介護を奪うことに繋がるのではないかと懸念されます。国の責任で制度の持続可能性と公平性を確保すべきものと考えます。

このような趣旨から、下記のとおり要望するものです。

- 1、要支援者に対する介護予防給付を従来通り継続すること。
- 2、特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来通りとすること。
- 3、利用者負担を増やさないこと。
- 4、介護保険財政に国が責任を持つこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月12日

宮城県柴田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

財務大臣 殿

総務大臣 殿

以上です。

提出者、佐々木守、賛成者、高橋たい子、同じく賛成者、舟山彰。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、意見書案第2号「要支援者への介護予防給付の従来通りの継続」「特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来通りとすること」「利用者負担増の中止」を求め意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

---

---

日程第15 意見書案第3号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援を求める意見書

○議長（加藤克明君） 日程第15、意見書案第3号生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。8番高橋たい子さんの登壇を許します。

〔8番 高橋たい子君 登壇〕

○8番（高橋たい子君） 8番高橋たい子です。

ただいま議題となっております意見書案第3号生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援を求める意見書（案）

医療窓口負担免除措置再開では、昨年末12月27日に安部晋三首相が宮城県内の視察にあわせて、被災地自治体への医療費（国民健康保険）の財政支援を強化すると発表され、それ以降、市長会や町村会が宮城県に対する支援の働きかけや、各自治体での再開に向けた検討が進められました。しかし、国からの給付増加に対する財政補助率の拡大等が示された一方で、一部負



担金等の免除措置に対する財政支援は認められず、また、後期高齢者医療制度及び介護保険の一部負担金及び利用料減免については、追加的な財政支援は示されませんでした。

そうした免除措置再開に十分な財政手当がない中、県内全市町村は被災者の声を受け止め、大変な財政的問題を抱えながら対象を絞り込み、医療と介護の減免を再開させています。

被災地では、今なお生活再建の見通しが立たない被災者も多く、生活環境の変化による体調悪化などにより、医療や介護支援が必要となる要介護認定者等も増加しており、被災者に対するさまざまな支援の継続が求められています。

よって、国・県においては、生活再建に至らない被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月12日

宮城県柴田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

厚生労働大臣 殿

宮城県知事 殿

以上でございます。

同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、意見書案第3号生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、宮城県知事に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

---

---

**日程第 16 意見書案第 4 号 子ども子育て新制度を全ての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書**

○議長（加藤克明君） 日程第16、意見書案第4号子ども子育て新制度を全ての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。13番水戸義裕君の登壇を許します。

〔13番 水戸義裕君 登壇〕

○13番（水戸義裕君） 13番水戸義裕です。

ただいま議題となっております意見書案第4号子ども子育て新制度を全ての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

子ども子育て新制度を全ての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書（案）

国は、2015年4月から新制度を施行するとして、制度の実施主体である市区町村に対して関係条例の制定など早急に施行準備を進めるよう求めているが、市区町村における新制度の検討や住民への周知は十分ではなく、無理な日程で準備が進められれば、保護者を初め関係者が疑問や不安を抱いたまま新制度が実施されることになりかねません。

今、多くの国民が求めているのは、新制度の早急な導入ではなく、都市部における待機児童の解消や過疎地における保育の場の確保であり、被災地の保育所の復旧・復興です。こうした緊急課題の解決を図った上で、幼い子供の命にかかわる制度の変更については、子供の権利保障の観点から十分に配慮した上で検討を進めることが必要と考えます。

よって、国及び国会においては、子供の権利保障を最優先に、地方自治体の実情を踏まえた上で、国と地方自治体の責任のもとに保育施策を拡充し、新制度を実施するよう、以下の事項について強く要望します。

1、保育新制度の実施にあたっては、社会保障・税一体改革の確認書並びに、子ども・子育て関連三法の参議院附帯決議に示された財源の確保を前提とし、新制度における公定価格

は全ての子供の健やかな育ちを保障するために、国の算定基準を示した「個別費目の積み上げ方式」とすること。公定価格は、施設、事業の安定的、継続的な運営が可能な設定とし、施設・事業ごとの単価に差をつけないこと。また、子育て世代の負担軽減の意味からも保育料は現行水準から引き上げることをせず、保護者負担の軽減を図ること。保育環境の整備、改善を図るため、新制度施行後も国と地方公共団体による現行の施設整備費の仕組みを維持すること。

2、保育の実施に責任を持つ市町村が計画的に待機児童対策を進められるよう、国として国有地などの活用や財政措置の拡充などの対策を行うこと。安心こども基金については必要な財源を確保した上で継続し、対象・事業の拡充を図ること。

3、保育の担い手であり、子供の成長、発達を担う保育士が安定的、継続的に働くことのできる仕組みを制度上に位置づけ、民間の他職種と比較しても低過ぎる保育士の待遇改善を図ること。子ども・子育て三法の国会での附帯決議を踏まえ、職員配置基準の見直しを図ること。

4、子ども・子育て支援新制度の実施にあたっては、その実施主体である市区町村及び保育関係者、国民への説明を尽くし、その意見を踏まえた上で国として十分な協議を行い、性急な実施をしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月12日

宮城県柴田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

厚生労働大臣 殿

以上です。

同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、意見書案第4号子ども子育て新制度を全ての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

---

#### 日程第17 意見書案第5号 2015年NPT再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書

○議長（加藤克明君） 日程第17、意見書案第5号2015年NPT再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。11番広沢真君の登壇を許します。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

○11番（広沢 真君） 11番広沢真です。

ただいま議題となっております意見書案第5号2015年NPT再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

2015年NPT再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書（案）

2010年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議は、「核兵器のない世界の平和と安全を達成する」ことに合意し、「全ての国家は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要がある」と強調しました。次回2015年NPT再検討会議を前に、今、世界の全ての国の政府と市民社会には、この目標を現実に変えるために協力し、行動することが強く求められています。

しかし、それから4年がたった今も、「核兵器のない世界」を達成する具体的な道筋は見えていません。米ロ両国間の合意を含め、一定数の核兵器が削減されたとはいえ、世界にはなお

1万7,000発の核兵器が貯蔵、配備され、他方では朝鮮半島をめぐる緊張に見られるように、新たな核開発の動きも続いています。意図的であれ偶発的なものであれ、核兵器が使われる危険は現実存在しています。

この状態を打開し核兵器をなくすためには、国際社会が一致して核兵器を全面的に禁止する以外に方法はありません。国際司法裁判所も断じたように、核兵器の使用は「国際人道法の原則と規則」に反するものであり、世界で唯一、国民が核の惨禍を体験した日本には、核兵器の非人道性を訴え、その全面禁止を主張する道義的根拠と重い責任があります。

今核兵器を持つわずかな数の国が決断すれば、核兵器禁止条約の交渉を開始できる条件が生まれてきます。この決断と行動をおくらせることは、第2、第3のヒロシマ、ナガサキにつながる危険を放置することになります。

さらに、北朝鮮の核開発をめぐる軍事的緊張が高まっている中で、国際紛争の解決手段としての武力行使と威嚇を憲法で放棄した日本が核兵器全面禁止のために行動することは、朝鮮半島の非核化、日本と東アジアの平和と安全を促進する上でも極めて重要であります。

2013年10月、「核兵器の人的影響に関する共同声明」が125カ国の連名で発表されました。この声明は、核兵器の残虐性、「非人道性」を告発し、「核兵器のない世界」へ前進することを目指しており、「核兵器がいかなる状況のもとでも決して再び使われないことが人類生存の利益である」と述べ、核兵器が使用されないことを「保証する唯一の道は、その全面廃絶である」とし、全ての国が核兵器使用の阻止、核軍縮などのために責任を負っていることを強調しています。

共同声明に日本政府も賛同したことは、唯一の被爆国であり、憲法の平和原則と「非核三原則」を掲げる国として当然の姿勢です。しかし、これで問題が終わったわけではなく、核兵器は全面的に禁止されるべきです。2015年NPT再検討会議に向かって、「核兵器のない世界」への行動が直ちに開始されるよう、ジュネーブの軍縮会議を初め、核軍縮・廃絶と安全保障にかかわる諸機関で、「共同声明」の署名国として、日本政府が、核兵器全面禁止条約の交渉開始のために努力するよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月12日

宮城県柴田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

外務大臣 殿

以上です。

同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、意見書案第5号2015年NPT再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

---

日程第18 陳情第6号 地方教育行政への国や首長の関与の強化に反対することを求める陳情

陳情第7号 介護保険法見直しに関する意見書の提出を求める陳情

陳情第1号 地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について自治体独自での実態調査及び是正を求める陳情

陳情第2号 地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について実態調査を要請する決議を求める陳情

陳情第3号 介護保険制度次期見直しにあたり「要支援者への介護予防給付の従来通りの継続」「特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来通りとすること」「利用者負担増の中止」を求める意見書採択を求める陳情

陳情第4号 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険  
利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず継続するた  
めの財政措置を求める陳情

陳情第5号 子ども、子育て新制度についての陳情

○議長（加藤克明君） 日程第18、陳情に入ります。

今期定例会議の本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

平成25年度陳情第6号及び平成26年度陳情第3号から5号までについては、さきの日程にて意見書案として提出され可決されておりますので、ここでは報告のみと取り扱いたします。

その他の平成25年度陳情第7号並びに平成26年度陳情第1号及び第2号については、議会運営委員会の協議により配付のみの取り扱いといたします。

なお、要請等については、さきの日程にて意見書として提出され可決されておりますが、お手元に配付いたしましたとおりであります。

これで本定例会議に付された事件は全て終了しました。

これで会議を閉じますが、休会前に町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 3期目の最後の会議も無事終えまして、今ほっとしております。今回の6月会議では、一般質問が15名の議員の皆さんからありました。諮問1件、議案10件、そのうち補正予算は4件ございました。全て可決していただき感謝申し上げます。

今回の一般質問での論点は、やはりこれからの柴田町の行く末であります2040年問題ではなかったかと思っております。大河原町、柴田町以外は消滅するという大変ショッキングな新聞記事でございました。柴田町も人口減少を頭に入れた今後の町政運営や、きちっとした財政シミュレーションに基づいた財政運営をすべきだという意見が出されました。今後の対策として提案されたのは、やはり柴田町が発展していくためには都市の魅力を高めるために、そのための施設整備を急がなければならないという点、若い人が働く場所としての企業誘致をもっともっと進めるべきだという意見、それから、やはり若いお母さま方の子育て環境の整備が重要だという意見、その前に結婚問題を広域行政で行うべきだという新たな提案もございましたし、柴田町的生活環境の整備、特に水害対策は喫緊の課題となっており、槻木地区については新たに排水路を2本掘るということも議会で表明をさせていただきました。柴田町の経常経費が93%となる中で、議員の皆様から提案があったことを実現するためには、やはり財源をどう確

保するかということが一番であります。単なるスローガンでは解決ができないことは、議員の皆さんもご理解いただいていると思っております。

議員の皆様から、やはり企業活動を活発にすべきだということで、企業誘致、それから中小企業振興条例などの制定による地元企業の育成、それから新たな企業を起こす際の支援策も考えるべきだという提案がございました。こうした企業活動を通じて税収をふやす努力、これは最も力を入れていかなければならないと思いますが、これに加えて、私は国からのお金を引き出す政策提案を、今柴田町の職員は大分レベルがアップしておりますので、ここを強化していくことも大切だと思っております。

柴田町は、長い間、財政に苦しみ、相当の苦勞をしてきました。しかし、柴田町はここに来て明るい兆しが出てきました。しかし、盤石ではありません。今後、議会で現在議論をしている総合体育館の建設、本格的な図書館の建設、給食センターの建設につきましては、やはり財政規律をしっかり守り、しっかりとした財政計画を立てて、資金をためて、そして実現を図っていくことが大切だと思っております。こうした施策をバランスよく実施していくことで、柴田町が住みやすい、暮らしやすい、魅力のある町として若者に選ばれる町になっていけば、2040年問題は乗り越えられると思っております。

今回は一応節目ですので、議員の皆さんには長い間大変お世話になりましたことを改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これをもって平成26年度柴田町議会6月会議を閉じます。

ご苦勞さまでした。

午後0時01分 休 会

---

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年6月12日

議 長

署名議員 番

署名議員 番